

東京都八街学園

I 入所児童の状況

令和2年3月1日現在の入所児童は60人（一時保護児童1人含む。）である。

被虐待を主訴とした児童は45人、主訴は虐待ではないが虐待を受けていた児童が3人、合計48人（80.0%）が被虐待の児童となっている。

発達障害や精神・神経的障害児童は21人、定期的に精神科への通院が必要な児童も16人いる。医療的な治療は必要ないが、生活場面での処遇困難児童も多数おり、特別に支援の必要な児童は合計31人（51.7%）である。また、高齢児の在籍も多く、中学生18人、高校生・特別支援学校17人で合計35人（58.3%）となっている。

なお、令和元年度における一時保護受入れ児童数は合計8人である。

II 事業展開の総括

児童一人ひとりの個性や自主性を尊重しながら、安全・安心を確保するとともに、職員との信頼関係を育み、大切にされているという実感の持てる支援、自立に向けた専門的支援を進めた。また、業務の見直しなど効率的な施設運営に努めた。

令和元年度は、主に次の事項に重点的に取り組むなど支援の充実に努めた。

1 利用者本位のサービスの徹底

（1）個々の児童の状況に応じた自立支援計画に基づき、各職員が連携・協力しながら支援を進めるとともに、児童相談所、学校等の関係機関との連絡・調整を強化し、児童の個性や主体性を尊重した、きめ細かな支援を進めた。

（2）児童が将来安心して生活する能力を持ち、自立した社会人として生活できるように、質の高いサービスを提供するとともに、安全・快適な施設環境の実現に努めた。

2 公的な役割の強化

これまで都立施設が担ってきたセーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高年齢児等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れた。

3 人材の確保・育成の充実強化

（1）質の高い人材を安定的に確保するため、採用PRや見学会などの取組を実施した。

（2）高い専門性や職級に応じたスキルを備えた職員を育成するため、人材育成方針及び研修計画に基づき、各種研修、事例検討会などを通じ、職員の知識及び専門性の向上を図った。特に、園全体でOJTを推進するとともに、施設内研

修や児童相談センターの関係機関支援事業の活用により、サービス提供の中核となる職員の育成を図った。

また、職員の自己啓発の機運を高め、資格取得や通信教育講座等の受講を支援した。

4 運営体制の強化

(1) 虐待等不適切支援の防止に向けた取組を強化するとともに、外部講師等によるスーパーバイズの実施等により、職員の支援技術向上を図った。

(2) 個人情報保護、情報セキュリティ対策及びリスクマネジメントを徹底した。

また、事務改善等により、効率的な施設運営に努めるとともに、自立的運営に向けた意識の醸成を図った。

5 地域との連携強化

(1) 各種ボランティアを積極的に受け入れ、交流を図ることにより、多様な利用者サービスの提供に努めた。

(2) 地域と施設の相互交流を推進するとともに、施設の地域開放等を行うことにより、地域との連携・協力を進めた。

Ⅲ 事業実績

1 質の高いサービスの提供

(1) 専門的な支援の充実

ア 外部講師を積極的に活用し、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）ワークショップ、性教育学習会や二分の一成人式、非行防止学習会等の専門的支援に取り組んだ。また、園の心理職を主体に小学生を対象に「セカンドステップ（子どもが対人関係を学ぶことで暴力を防ぐ教育プログラム）」（ソーシャルスキルトレーニング）を実施した。

イ 小・中学校等の関係機関や保護者との連携を強化し、不登校の解消に積極的に取り組んだ。

ウ 学習指導や進路指導について、中学生学習会の実施、学習ボランティアの確保や通塾等の活用に積極的に取り組み、児童の基礎学力向上を図った。

エ 児童相談所等と連携し、入所時及び入所後のアセスメントの充実を図った。

オ 自立支援コーディネーター等を中心に、個別アフターケア支援計画書を作成し、退所児童のアフターケアの強化、充実を図った。

*心理職員による利用者へのケア

	計 画	実 績
個別面接	—	延べ132人 78%の児童へ心理面接、コンサルテーション等を実施

(2) 家庭的な寮運営

各寮において児童と職員の話合いの場である「寮会」を定期的を開催し、児童たちに生活の主体者としての意識付けを行い、児童の要望を取り入れながら、家庭的雰囲気のある寮運営に努めた。

土曜日、日曜日、祝日の朝食を寮で調理するほか、自主調理、出張調理、行事食、郷土料理などを通じて、より家庭に近い食生活を提供した。

* 自主調理・出張調理

	計 画	実 績	
自主調理(寮で買い物、調理を実施)	24回	24回	各寮3回 × 8寮
出張調理(調理員が寮で調理)	24回	24回	各寮3回 × 8寮

(3) 家族再統合及び自立に向けた取組強化

保護者との信頼関係を築くとともに、親子宿泊や一時帰宅などの家庭との交流を図り、親子再統合を着実に推進した。

* 家族再統合

	計 画	実 績	
親子宿泊	延べ20泊	延べ40泊	対象児童： 7人
保護者との面会	延べ40回	延べ80回	対象児童：21人

* 自立に向けた支援

	計 画	実 績	
学習会等実施回数	延べ40回	延べ40回	小・中学生全般を対象
自活訓練等実施回数	1人当たり 14日	延べ80日	高校生全般を対象に、発達度合いに応じた課題を設定し実施。 対象児童7人

(4) アフターケアの充実

自立支援コーディネーター等を中心に、退所児童からの生活相談や進路相談等を積極的に受けるため、個別アフターケア支援計画書の作成により一層強化するとともに、高校生会を組織・育成し、早期から自立に向けた意識の醸成を図った。

一事例として、4年制大学へ進学した児童に対し、自立支援医療制度利用に向けての助言や調整、各種奨学金の案内や申請、支援団体や親族との連絡調整、階下住人とのトラブルから引っ越しの手伝い等を行った。

* 退所児童のアフターケア

	計 画	実 績
実施人数	42人 対象児童：74人	56人 対象児童：86人 (うち、親等の連絡拒否、児童の行方不明等により実施が困難な児童数30人)
	【自立児童退所後10年、家庭復帰児童退所後5年】	

2 サービス内容の検証・改善

(1) 福祉サービス第三者評価の活用

平成30年度の指摘事項
ア 人権擁護について職員と子どもがともに考え、協働して、安心・安全に暮らせる生活環境作りを目指されたい。
イ 子どもと向き合う時間を創設して関わりを持ち、関係性を深めたうえで、丁寧にルールの根拠を説明していくことが望まれる。
ウ 新任研修の一環としてCSP（コモンセンスペアレンティング）研修を導入し、子どもへの関わり等、支援者としての基本姿勢・対応を学んでおり、その成果が期待される。

平成30年度の指摘を受け、令和元年度は以下の取組を行った。

- ア 人権擁護チェックリストの実施を平成30年度の1回から4回に増やし、支援について個々の振り返りを行った。また、虐待等事故防止委員会にて、チェックリストの集計結果をフィードバックすることで、職員自身が人権擁護について考える機会を増やした。さらに、寮会や個別の時間を利用して、児童に自らの権利についてわかりやすく説明する機会を設けた。
- イ 施設でのルールは、児童の安心・安全な生活を守るために必要なものであることを、まず職員がしっかりと理解することで、児童に納得のできる説明ができるようにした。日常の支援や個別対応時間を有効に活用し、児童との関係性を深め、児童一人ひとりにルールの根拠を丁寧に説明した。
- ウ CSP（コモンセンスペアレンティング）研修の支援スキルをどのような場面で活かしていけるか等をイメージしやすくなるように、毎回受講者にワークを出し、ファシリテーターが受講者にフィードバックすることで、実際の支援に活かせるように工夫した。研修プログラムの最終回には、平成30年度を受講職員を加え、CSP（コモンセンスペアレンティング）研修のスキルをどのように現場での支援に役立てたか等を共有する機会を設けた。

(2) 苦情解決制度の充実

第三者委員による定期的な相談の実施や適切な苦情対応など、利用者が意見・苦情を伝えやすい環境を整備するとともに、苦情に対する迅速な対応等に取り組んだ。また、相談後は、児童寮で一緒に夕食を取るなど、相談しやすい雰囲気づくりを進めた。

第三者委員（人数・属性等）	計画回数	実施回数
2人（弁護士、元主任児童委員）	12回	12回

(3) 利用者満足度調査

児童の率直な意見や要望等を把握し、児童の声を十分に踏まえたサービスの向上や改善に取り組むため、「満足度アンケート調査」を実施した。「学園での生活に満足していますか?」「困っていることはありますか?」等の質問に対する回答を基に、委員会等で話し合いを行い、児童が満足できる生活の実現を目指した。

また、調査結果については、児童に分かりやすい形でフィードバックし、児童との信頼関係をより一層高めた。

実施内容（テーマ）	実施時期
「学園での生活に満足していますか?」 「困っていることはありますか?」「自由意見」	1月

3 公的な役割の強化

(1) 特別な支援が必要な児童の受入れ

セーフティネットとしての公的な役割を引き続き果たすため、虐待による様々な症状を持つ児童、情緒・行動上の問題を抱える高齢児童、他施設での支援が困難なため措置変更された児童等、特別な支援が必要な児童を積極的に受け入れた。

また、園内クラブ活動などを通じて、入所児童が自信を回復できる場を提供した。

(2) 専門的な支援技術等の普及啓発

保育士養成の施設実習を、通年で計画的に実施した。教育機関及び民間施設等からの研修生受入れについては、各機関に周知して参加を呼びかけたが、令和元年度は依頼がなかった。

事 項	延べ計画人数	延べ実績人数
保育士等実習生の受入れ	700人	711人
事例検討会への受入れ	5人	5人

4 人材の確保・育成の充実強化

(1) 人材確保の取組強化

質の高い人材を安定的に確保していくため、実習生受入校への採用PRや希望者向け施設見学会、ホームページによる広報などの取組を実施した。

(2) OJT推進体制の強化

OJT推進担当者や新任職員育成担当者（チューター）などを有効に活用しながら、人材育成の基本であるOJTの推進に取り組むとともに、中堅職員に対する意識・能力向上を図るための研修を実施することにより、OJTの更なる活性化・定着化を進めた。新任職員に対しては支援に関する意識の向上や技術の習得を目的とし、中堅職員によるマンツーマンOJT（4月中約2週間）、新任職員学習会、CSP（コモンセンスペアレンティング）研修を実施した。

(3) 計画的・効果的な研修の実施

「八街学園OJT推進体制」の周知徹底を図り、新任職員の早期戦力化を図るため、特に新人職員へ支援技術や知識の組織的な継承を進めた。また、職員の育成を効果的かつ計画的に進めるため、非常勤職員を含む全職員に対して、必要な研修の情報を提供した。さらに、外部各種研修や他施設への派遣研修・視察等を計画的に実施し、研修で得られた知識や技術をフィードバックできる体制作りに努めた。これらの取組により、職員の専門性や支援技術の一層の向上を図った。

研修内容（テーマ）	参加人数	実施時期
スーパーバイズ事業研修（効果的な性教育）	12人	5月
新任職員学習会（養育論、CSP学習会）	延べ36人	5月～3月（9回）
事例検討会（性的違和を抱える児童の支援）	延べ80人	7月、10月 11月、1月
マルトリートメント（不適切な養育）防止研修	延べ24人	6月、3月
性と生の児童支援	17人	11月
発達障害の理解	15人	2月

5 運営体制の強化

(1) 権利擁護（虐待防止）の取組強化

職員倫理綱領、虐待防止マニュアル等を定期的を確認し、虐待等事故防止委員会等において、職員の意識啓発を図る取組を強化したり、疑いの段階でも通報義務があることを周知徹底したりするなど、不適切な対応は小さな芽のうちに気づき、組織的に対応することを徹底した。また、対応が困難な利用者に対する専門的な支援に関する研修等を実施し、利用者の状況に応じた適切な支援を進めた。

その他、事業団の新たな虐待防止策として示された、全職員による誓約書の提出やe-ラーニング型の虐待防止（総論）研修、過去事例を通じた注意喚起等を実施するほか、全ての職場で職員アンケートの結果を踏まえた意見交換を行うこと等により、再発防止に取り組んだ。

(2) 外部専門家、外部医師等との連携

事例検討会のアドバイザーとして大学教授（医師）の協力を仰ぎ、知識の習得及び効果的な支援を学ぶことにより、職員の支援技術の向上を図り、困難事例に適切に対応できるようにした。

(3) 個人情報保護、情報セキュリティ対策の徹底

個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）、事業団個人情報保護規程及び事業団情報セキュリティ対策基準等を遵守し、情報セキュリティ責任者の指導監督のもと、個人情報の適正な管理を徹底した。

(4) リスクマネジメントの徹底

日々の支援等の記録を適切に残すことやヒヤリ・ハット事例の収集・検証が事故防止のために重要であることを改めて周知徹底した。

感染症や食中毒の発生を防止するため、予防策を徹底するとともに、マニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応できる体制を整備した。2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、支援の場面以外においても、感染症対策の徹底を図った。

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
虐待等事故防止委員会	6回	5回	ヒヤリ・ハットの検証、危険箇所改善検討 ※9月は災害のため中止
キッチン等検査	2回	2回	各寮のキッチン、ダイニング等の衛生状態の巡回点検

事 項	計 画	実施回数等	内容・協力機関等
感染症予防講習会	1回	1回	園内の感染拡大防止に向けた対策の指導講習
交通安全講習会	1回	0回	警察署による児童・職員への交通安全講習 ※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため中止
救命救急講習	1回	1回	消防署による職員へのAEDの取扱い、心肺蘇生法の講習
非行防止学習会	—	1回	警察署による児童への万引き等非行の防止研修

(5) 災害・防犯対策の取組強化

大規模な災害が発生した場合においても、児童や職員の生命及び安全を確保するとともに施設機能を維持していくため、「事業継続計画（BCP）及び対応マニュアル」に基づき、定期的な訓練や食糧等の備蓄を確実に行った。また、事業団全体で初動体制の整備や施設間の連携協力についての合同訓練を実施した。9月の台風被害による長期停電の発生を受け、食糧等の備蓄を強化するとともに、非常用ガス発電機や衛星携帯電話の整備等、災害対策の強化に取り組んだ。

施設内の防犯対策としては、不審者の侵入を想定した訓練を、警察署と連携して実施し、犯罪被害が未然に防止できるよう対策を講じた。

事 項	計画	実施回数等	内容・協力機関等
防災・防犯訓練	12回	12回	避難・消火訓練、夜間想定訓練
	1回	1回	警察署との連携による不審者訓練

(6) 働きやすい職場環境の整備

職員間でのコミュニケーションの活性化等による風通しの良い職場作りを推進するとともに、ストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策と、労働安全衛生委員会（年4回開催）において職場環境点検を実施し、心身ともに健康に働ける職場環境の整備に努めた。

(7) 効率的な施設経営の実施等

業務の見直し、契約内容等の精査等、効率的な施設経営に努めるとともに、節電対策や温暖化対策等の環境に配慮した取組を積極的に推進した。

(8) 「部門長・グループリーダー制」による円滑な施設運営

「部門長・グループリーダー制」以前に養護係長が担ってきた業務のうち、

主に入所調整業務等の対外調整や、職員へのスーパーバイズを部門長が担い、各寮との調整や職員への日常的な指導・助言等を支援グループリーダーが担う形での役割分担を進めた。

ポストについていないサブマネージャーの育成については、サブマネージャーを棟担当とし、4寮の職員の指導等に当たらせるとともに、園の意思決定に参画させるなど、施設運営にも積極的に関与させ、グループリーダーとなるための経験を積ませた。

また、次世代の監督職層を育成するために、中堅職員に棟のリーダーや各種委員会の運営をまかせ、園運営に参画させるとともに、研修への参加を促した。

6 地域ニーズへの対応

(1) 地域における公益的な取組

社会福祉法の一部改正を受け、地域の実情やニーズに応じて、地域の社会福祉法人や市との連携による地域支援策を検討し、課題の整理を行った。

また、地域子育て支援の一環として、小学校PTAと連携してCAP（子どもへの暴力防止プログラム）大人向けワークショップを開催した。

サービス内容	対象者	利用者数
CAP大人向けワークショップ	地域住民、学生	4人
職場内研修	千葉県内福祉施設職員	3人
山梨県弁護士会の施設見学	山梨県の弁護士及び司法修習生	14人

(2) 多様な主体との連携

地域ボランティアやNPO法人、地域の他法人等と連携し、児童の社会参加や地域社会との交流を積極的に促進した。また、そのための情報収集や広報による募集等を計画的に実施した。

ボランティア	領域	2領域	内容	学習指導、余暇活動
	延べ人員	48人		
NPO法人等	領域	3領域	内容	夏季キャンプ、臨海学校、冬季スキー
	延べ人員	112人		

(3) 地域との連携・協力関係の強化

地域社会のニーズに対応するため、社会福祉協議会や地域行事等の活動に参加するなど、地域と施設の相互交流を推進した。また、子ども会をはじめとする自治会活動に参加し、地域との交流を深めた。

遊歩道や広場等を地域住民に開放するとともに、納涼祭等の行事への住民参加を推進し、地域との連携・協力を進めた。

内 容	対象者・実施回数・参加者数等
子ども会（役員会）	地域子ども会 年1回 15人
子ども会行事 （バスハイク、農業体験等）	地域子ども会 各1回 約80人
夏祭り	地域住民 年1回 約100人
祭礼（秋祭り）	※台風15号等の被害のため中止